

## 令和6年度 朝来市立大蔵小学校いじめ防止基本方針

朝来市立大蔵小学校

### 1 学校の方針

校訓「強く 明るく のびのびと」の実現をめざし、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育て、夢や志をもって自立して未来を担う大蔵っ子の育成が教育目標である。

そのために、すべての児童が安心して学校生活を過ごし、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

### 2 いじめの定義

「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」  
＜いじめ防止対策推進法第2条第1項＞

いじめの成立 ①行為者も対象者も児童生徒である。②行為児と対象児との間に一定の人的関係が存在すること。③行為児が対象児に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。④対象児が実行行為により心身の苦痛を感じたこと

### 3 基本的な考え方

本校は、学校創立約150年の歴史を誇り、その間には著名な「じろはったん」の著者で児童文学作家の森はな氏が児童として在籍し、その後、教員として勤務した学校である。その「じろはったん」に貫かれており、さらに郷土に根付いている人を思いやり、いとおしむ心や親切にする心など心豊かな児童を育む学校づくりを進めている。

いじめの問題の克服に向けては、組織的に取り組む職員体制を整えることを常に念頭に置き、いじめの問題に対する正しい理解を啓発するとともに、自分で判断し行動できる児童を育て、児童同士の心の結びつきを深める。

### 4 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

#### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有する関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制等の校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

＜別紙1 校内指導体制及び関係機関＞

また、いじめは教職員や大人が気付きにくい場所で行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを断固として見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

＜別紙2 生活アンケート＞

＜別紙3 いじめ早期発見のためのチェックリスト＞

## (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見のあり方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修等、年間の指導計画を別に定める。

＜別紙4 年間指導計画＞

## (3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、事案の事実確認等を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を進める。

＜別紙5 組織的対応＞

## 5 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。本校の場合、身体に重大な傷害を負った場合や金品等に重大な被害を被った場合等が想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、その運用においては、1学期中に10日、2学期までで20日欠席した児童が「不登校」の定義に該当するものとして、迅速にきめ細やかな対応に努め、保護者と密なる連携をとりながら、適切に対応することとする。

また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、速やかに且つ適切に対応する。

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、朝来市教育委員会(以下、市教委)に報告するとともに、市教委と連携を図り、校長がリーダーシップを発揮し、必要な場合は、いじめ対応チーム(別紙1参照)に専門的知識及び経験を有する外部の専門家(保護司及び人権擁護委員等)を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市及び市教委が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の実態把握に向けて対応する。

## 6 その他の事項

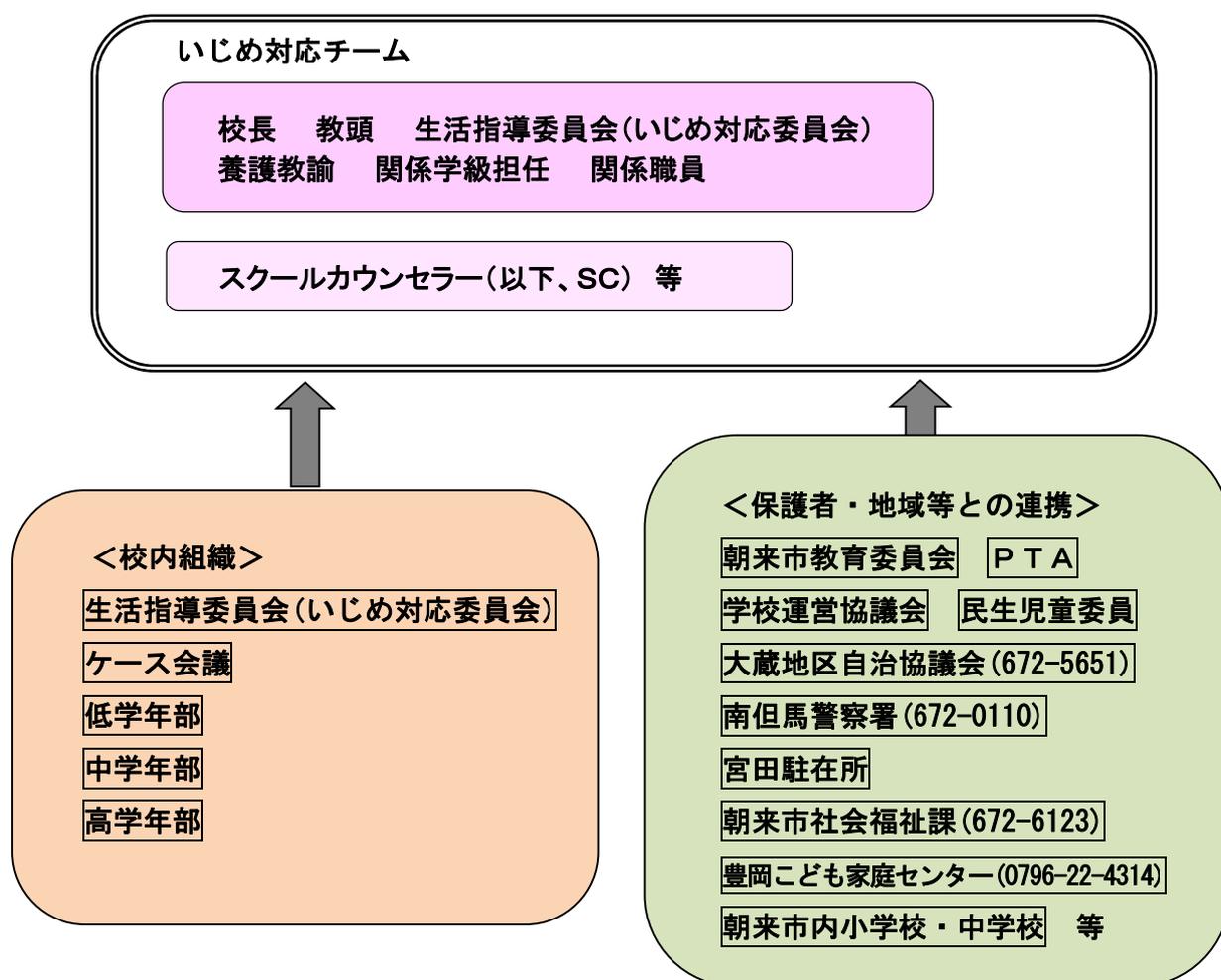
誰からも信頼される学校をめざしている本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めている。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校ホームページ等で公開するとともに、学校運営協議会や学年懇談会、家庭訪問等あらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかどうかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童の意見を取り入れる等、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

## 校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取組を行う。(人権教育・道徳教育・体験教育・特別活動等)
- 2 いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教職員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にを行い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。

### <いじめ対応チームの運営>



※生活指導委員会を毎週実施し、その中でいじめ認知に係る継続的な協議を行う。

※いじめ問題が発生したときには「いじめ対応チーム」を招集し指導方針を立てる。



**いじめが起こりやすい・起こっている集団**

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないようにいたずらをしている☆
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

**いじめられている子****◎日常の行動・表情の様子**

- わざとらしくはしゃいでいる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 遅刻・早退・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- 顔色が悪く、元気がない

**◎授業中・休み時間**

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

**◎昼食時**

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

**◎清掃時**

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

**◎その他**

- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 服に靴の跡がついている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 手や足にすり傷やあざがある
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- 理由もなく成績が突然下がる

**いじめている子**

- 多くのストレスを抱えている
- 発言の中に差別意識が見られる☆
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- 教師が近づくと、集団が黙り込んだり分散したりする☆

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	
職員・研修等 職員会議	いじめの未然防止に関する職員研修会	事案発生時、緊急対応会議の開催 ※1						
	年間指導計画周知確認					教育相談研修会		
	学級懇談会における保護者向け啓発活動① ※4					カウンセリングマインド研修会 ※5		
	職員研修会① ※2	子どもを語る会①					職員研修会②	
未然防止へ向けた取組	あいさつ運動(PTA・教職員)①	あいさつ運動(PTA・教職員)②	あいさつ運動(PTA・教職員)③	あいさつ運動(PTA・教職員)④			あいさつ運動(PTA・教職員)⑤	
	全校一斉指導	人権講話(人権担当)	こころの参観日	学警連絡会による情報収集①	生活指導委員会(毎週開催) ・ 職員共有、全校、児童朝会			
早期発見へ向けた取組	教育相談①	教育相談②	教育相談③	教育相談④				夏季職員研修会
	生活アンケート① ※3	生活アンケート② ※3	生活アンケート③ ※3	生活アンケート④ ※3	生活指導の振り返り	生活アンケート⑤ ※3	生活アンケート結果に基づく指導	
		生活アンケート結果に基づく指導	生活アンケート結果に基づく指導	生活アンケート結果に基づく指導				
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	
職員・研修等 職員会議				事案発生時、緊急対応会議の開催				
	子どもを語る会②			子どもを語る会③			今年度の反省と次年度の課題及び基本方針の見直し	
未然防止へ向けた取組	あいさつ運動(PTA・教職員)⑥	あいさつ運動(PTA・教職員)⑦	あいさつ運動(PTA・教職員)⑧	あいさつ運動(PTA・教職員)⑨	あいさつ運動(PTA・教職員)⑩	あいさつ運動(PTA・教職員)⑪		
		こころの参観日	全校一斉指導		学校運営協議会③			
		学校運営協議会②	学警連絡会による情報収集②					
生活指導委員会(毎週開催) ・ 職員共有、全校、児童朝会								
早期発見へ向けた取組	教育相談⑥	教育相談⑦	教育相談⑧	教育相談⑨	教育相談⑩	教育相談⑪		
	生活アンケート⑥ ※3	生活アンケート⑦ ※3	生活アンケート⑧ ※3	生活アンケート⑨ ※3	生活アンケート⑩ ※3	生活アンケート⑪ ※3		
	生活アンケート結果に基づく指導	生活アンケート結果に基づく指導	生活アンケート結果に基づく指導	生活アンケート結果に基づく指導	生活アンケート結果に基づく指導	生活アンケート結果に基づく指導		
		個別懇談会(保護者)			生活指導の振り返り			

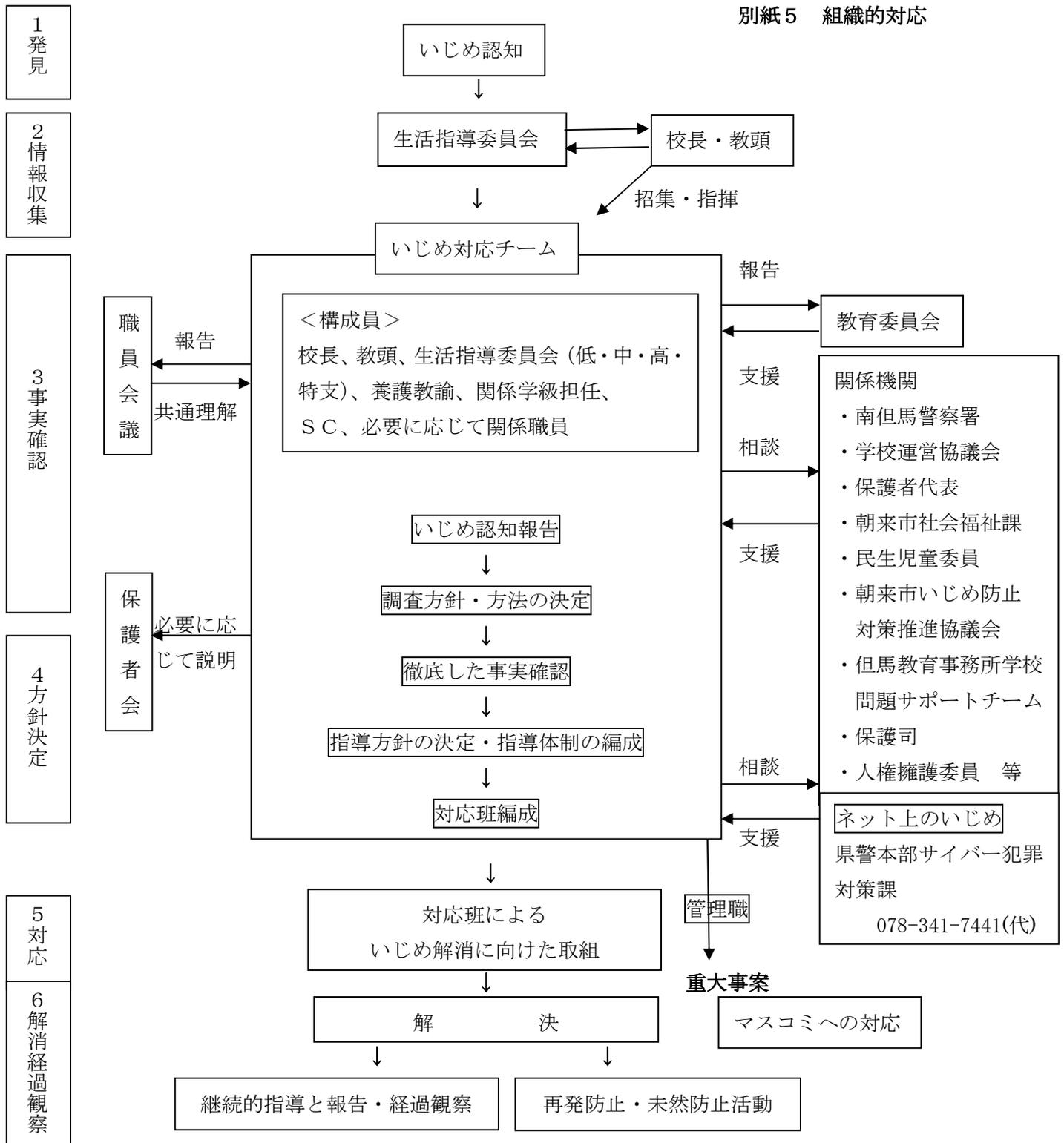
※1 緊急対応会議:事案発生時に、「いじめ対応チーム」により開催する。

※2 職員研修会:いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。

※3 生活アンケート:いじめの実態を把握するためのもので、原則として毎月実施し、早期対応に努める。

※4 個別懇談会における保護者向け啓発活動:学校の指導方針を保護者へ周知する。

※5 カウンセリングマインド研修会:外部講師を招いての研修等、本校の実態に即した実効性の高い研修を実施する。



- 被害者やいじめを知らせてくれた児童等に十分配慮し、事実確認をする。
- ・いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から複数職員で事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺児童からも状況を聞き取る。
- ・必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施し、保存に努める。
- 双方の保護者に説明をする。
- 双方の保護者に継続的にその後の経過を報告する。
- 双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに傍観者への指導も行う。